明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

連続立体交差事業資金貸付金債権 貸付金債権　略］ ［11～15　略］ ［一～四　略］	連続立体交差事業資金貸付金債権 財団法人総合研究開発機構貸付金債権 ［地方道路整備臨時貸付金債権～諸貸付金債権　同上］ ［11～15　同上］ ［一～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○財務省令第十四号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百五条、第百六条第一項及び第百四十四条の規定に基づき、保管金取扱規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

保管金取扱規程等の一部を改正する省令

第一条　保管金取扱規程（大正十一年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

保管金ヲ提出スル者ガ保管金払込事務等取扱規程第五条ノ規定ニ依ル払込ミヲセムトスルトキハ予メ保管金提出書ヲ取扱官庁ニ提出スベシ

第二条　日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「第九条第一項第十一号」の下に「又は第二十七号」を加え、「供託金」を「保管金」に改める。

第三条　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次の一号を加える。

二十七　保管金（各省各庁の長の保管に係る現金となるべき金銭をいう。以下この条、第十一条第六項及び第四十条第三項において同じ。）の提出をするため、支出の決定をするとき（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十九条第三項の定めるところにより宣言された仮執行を免れるための担保又は同法第四百三条第一項の定めるところにより命ぜられた強制執行を停止するための担保となる保管金その他訴訟手続に関する保管金の提出であつて、緊急を要する場合を除く。）

第十一条第六項に次の一号を加える。

二十七　第九条第一項第二十七号の支出の決定をした場合　振替先として保管金の提出を受ける出納官吏名及び提出された保管金の取扱官庁名、受入科目として保管金又は供託金並びにその他の事項として当該出納官吏の保管金を取り扱う日本銀行及び供託番号又は事件番号

第四十条に次の一項を加える。

センター支出官は、第九条第一項第二十七号の保管金を提出するため国庫金振替書を交付し、又は送信したときは、官署支出官と同一の官署に置かれた出納官吏に保管金を提出する場合を除き、別紙第十七号書式による国庫金振替送金通知書を振替先の出納官吏に送付しなければならない。

別紙第十七号書式を次のように改める。

別紙第17号書式

国庫金振替送金通知書

国庫金振替書をあてた日本銀行名	日本銀行　本店
振替先 日本銀行名	日本銀行　（何店）

国庫金振替番号	金額（円）	支払事由

上記の金額を振替先日本銀行の貴官の預託金・保管金・供託金に振替送金したので通知する。

年　月　日

（センター支出官　官職）

（出納官吏　あて）

備　考　1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

2　国庫金振替番号欄には、国庫内の振替の番号を記載するものとする。

3　第40条第3項の規定により送付するときは、支払事由欄に供託番号又は事件番号を記載するものとする。

4　通知文の預託金・保管金・供託金は、いずれかの不要文字を抹消するものとする。

5　この通知書は、電子情報処理組織を使用して作成するものとする。